

「指定居宅サービス」重要事項説明書

当事業所は道知事より介護保険事業の指定を受けています。（北海道指定 第0174200196）

1、事業者

(1)、法人名	農業協同組合：道東あさひ農業協同組合（JA道東あさひ）
(2)、主たる事務所	〒086-0214 野付郡別海町別海緑町116番地9
(3)、電話番号	0153-75-2201
(4)、代表者名	代表理事組合長 浦山 宏一
(5)、設立	平成21年4月1日
(6)、事業管内	別海町と標茶町の虹別、萩野地区

2、事業所

(1) 事業所の種類

●訪問介護事業 指定No0174200196	指定日：平成21年4月1日 所在地：野付郡別海町西春別駅前曙町9-3 名称：JA道東あさひ介護事業所 TEL0153-77-4111	センター長/管理者 上林 泰聡
---------------------------	---	-----------------

(2)、事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に「訪問介護サービス」を提供します。

(3)、当事業所の運営方針

サービスの提供にあたっては、適切な介護技術をもって懇切丁寧に行い、ご契約者及びご家族も含め満足頂けるサービスを目指します。

(4)、通常の実施地域

別海町と標茶町の虹別、萩野地区

(5)、営業日及び営業時間

	訪問介護事業 月～日曜日
営業日	基本時間： 6：00～18：00 12/31～1/6除く

※サービスの利用は、介護保険制度による介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。
但し、介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能ですのでご相談ください。

訪問介護事業

(ホームヘルパー)

職員配置

職種	常勤	非常勤	職務内容
センター長(管理者)	兼1		総括/他事業兼務
サービス提供責任者	1		サービス計画調整・記録・ヘルパーソフト調整
ヘルパー	3	2	訪問介護・サービス調整・記録
資格 介護福祉士	3	1	訪問介護・他事業兼務
資格 ホームヘルパー1～2級	-	1	訪問介護・記録
総数	5名		R6.4.1現在

◇サービス概要

- ①生活援助 買物・調理・洗濯・居室の掃除等を行います。
 - ②身体介護 食事介助・入浴、排泄介助・清拭介助・衣類着脱介助・通院介助等を行います。
 - ③通院等乗降介助 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合、併せて受診等の手続きや外出先等の介助を行います。
- 尚サービスの実施については約款第3条に基づいて提供いたします。

利用時間	身体介護	利用時間	生活援助	身体に続き生活援助を行う場合
20分未満	1,670円	20～45分未満	1,830円	20分以上 670円
20～30分未満	2,500円	45分以上	2,250円	45分以上 1,340円
30～60分	3,960円	-	-	70分以上 2,010円
60～90分	5,790円	-	-	-
通院等乗降介助	1回当たり	990円		

加算	地域加算左記料金×15%
	処遇改善加算(Ⅳ)×14.5%
	2人派遣 × 200%
	早朝(6:00～8:00)×25%増
	夜間(18:00～22:00)×25%増
	深夜(22:00～6:00)×50%増
緊急時訪問介護加算(身体)+1000円	
初回加算+2000円	

※自己負担金額は、利用料金の1～3割です。

※2人派遣は、関係機関もしくは家族等のなかで必要と認められた場合です。

◇総合事業利用料金

報酬基準	対象	金額	利用概要
訪問型サービス 11	事業対象者 要支援1・要支援2	11,760円	週に1回程度
訪問型サービス 12	事業対象者 要支援1・要支援2	23,490円	週に2回程度
訪問型サービス 13	事業対象者 要支援1・要支援2	37,270円	週に2回を超える程度
訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者	所定単位数の10%減算	1月につき

◇サービスを行う訪問介護員(ホームヘルパー)

サービス開始時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替して、サービスを提供致します。

◇訪問介護員の交替

▲「利用契約者からの交替申し出」

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明確にして、事業者申し出ることが出来ます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員を指名することは出来ません。

▲「事業者からの訪問介護員の交替」

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。尚、訪問介護員の交替する場合は、ご契約者及びその家族に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分配慮致します。

◇備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気等含む)は、無償で使用させて

頂きます。又、訪問介護員が事業所や病院・関係機関に連絡する場合や緊急やむえない場合には、電話等も使用させていただきます。

◇その他

「調理」

▲訪問介護員が夏場に調理を実施した場合、出来る限り早めにお食べ下さい。やむなく保存する場合は冷蔵庫を使用しますが、長時間の保存及び保管はおやめ下さい。

「記録」

▲サービスの提供にあたり、訪問時間内最低5分を記録として頂き記録は提供先と事業所で保管することと致します。

◇介護保険給付の支給限度額超えるサービス (利用料負担)

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合には、全額(10割)ご契約者の負担となります。

◇利用料金の支払い方法(処理)

利用料金の支払いは、月末締め切りの翌末日までに、お支払い願います。(請求書は翌月10日迄に発行)
原則として契約者又は利用者名義の当JA貯金口座振替(貯金口座振替依頼書に基づく)で処理させていただきます。

◇定められた業務以外禁止

居宅介護サービスの提供にあたり、ご契約者は事前のサービス計画及び介護職員業務に基づいて、サービスを提供致します。計画以外の業務や介護職員として適当でない業務を事業者に依頼することは出来ません。

◇専用苦情・相談窓口の設置

ケアセンターには専用の窓口を設置しております。電話でもファックスでもお手紙でも結構です。

受付窓口	電話番号	窓口担当者	住所
ケアセンター	0153-77-4111	吉野 美穂 (ヨシノ ミホ)	別海町西春別駅前曙町9-3

◇苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付ます。

(1) 当事業所における受付

受付窓口	番号	担当：施設管理者	住所
道東あさひ農業協同組合	0153-75-2201	管理課	別海町別海緑町116番地9
道東あさひ農業協同組合 西春別支所	0153-77-2111	支所長：山崎 仁	別海町西春別駅前寿町15番地
道東あさひケアセンター	0153-77-4111	センター長：上林 泰聡	別海町西春別駅前曙町9-3
道東あさひ居宅介護支援事業所	0153-77-4113	現在休止中	別海町西春別駅前曙町9-3

(2) 関係機関・苦情受付

別海居宅介護支援事業所	0153-75-0883	所長	086-0205	別海町別海常盤町280番地
道東あさひ居宅介護支援事業所	0153-77-4113	管理者	088-2566	別海町西春別駅前曙町9-3
別海町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	0153-75-2400	管理者	086-0203	別海町別海西本町36番地
居宅介護支援事業所「すずらん」	0153-77-5588	管理者	086-0212	別海町鶴舞町6番45号
標茶町居宅介護支援事業所	0154-85-0084	管理者	088-2311	標茶町開運4丁目2番地
標茶町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	0154-85-2503	管理者	088-2311	標茶町川上10丁目1番地
国民健康保険連合会	011-231-5161	苦情係り	060-0062	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

(3) 保険者

別海町(役場)	0153-75-2111	町長	086-0205	別海町別海常盤町280番地
中標津町(役場)	0153-73-3111	町長	086-1164	中標津町丸山2丁目22番地
標茶町(役場)	015-485-2111	町長	088-2311	標茶町川上4丁目2番地

◇複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧出来ますが、複写物(コピー)を必要とする場合には、実費(1枚20円)を頂いています。

◇健康上の理由による中止

- ①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
 - ②ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または関係機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。
 - ③通所での健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り返ることができます。
但し、定員人数を越える予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

◇事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

◇個人情報の使用について(ご本人・ご家族様)

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に職員会議、担当者会議、介護支援専門員と事業者、医療等関係機関の連絡調整等において必要な場合は関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

◇職員の(研修)資質向上について

職員等に対しては利用者の人権擁護、虐待防止のため等の各種研修を実施し資質向上に努めます。

◇掲示・開示について

行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

◇提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	(有) ・ 無
実施した直近の年月日	令和5年8月
実施した評価機関の名称	利用者アンケート
評価結果の開示状況	(有) ・ 無

指定居宅サービスの提供の開始に際し、「指定居宅サービス」重要事項説明書を基に説明をしました。

令和 年 月 日 説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいてJA道東あさひ介護事業所より、「指定居宅サービス」の説明を受けサービスの提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日 住所 _____ 氏名 _____ 印